

祝津町会会員各位

旧祝津小学校の跡利用方針（案）について

令和4年2月

1 跡利用方針（案）について

旧祝津小学校は平成25年3月に閉校し、災害時には祝津地区の指定避難所として、公共活用を検討しましたが、有効な活用案はありませんでした。

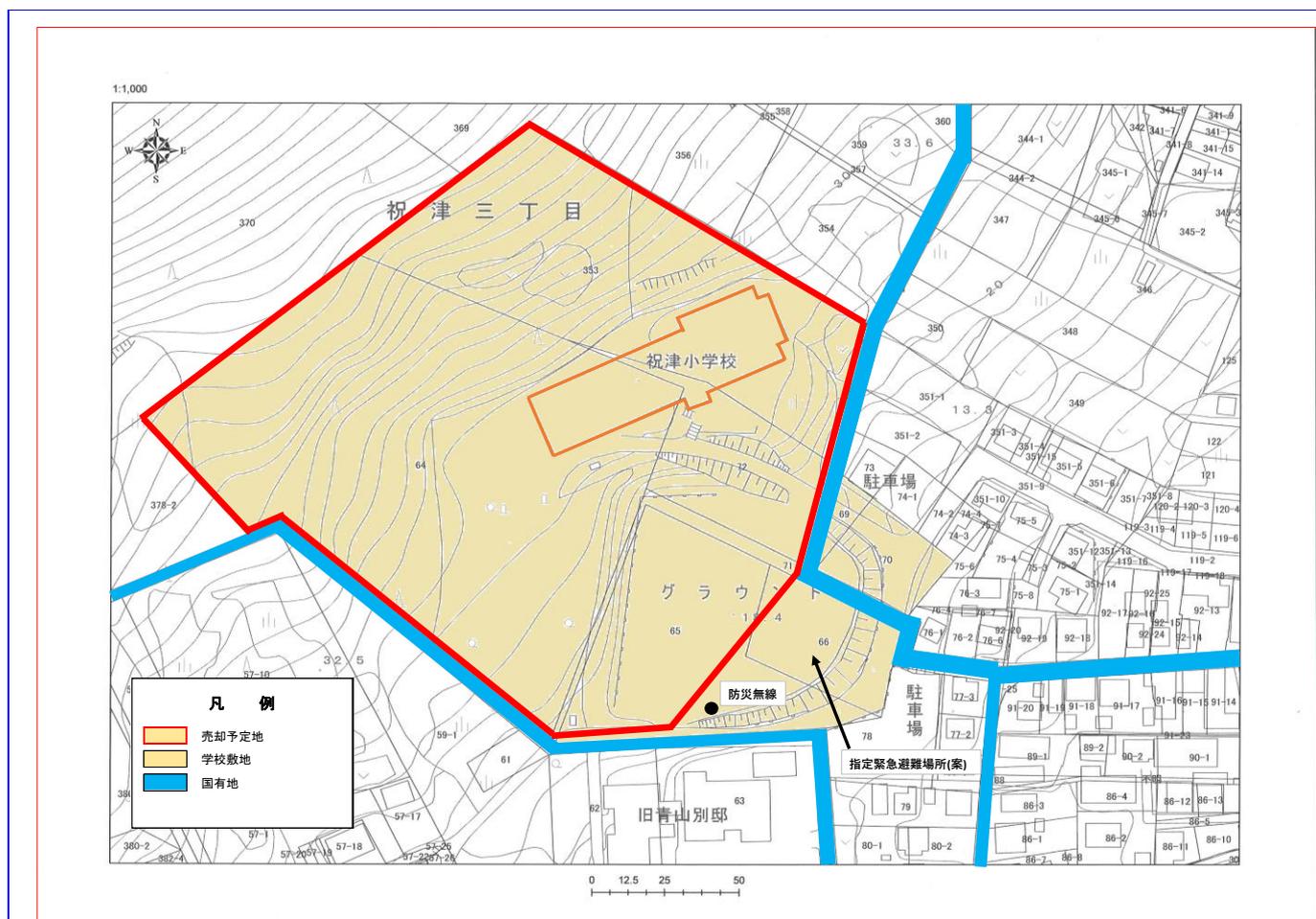
平成29年度には民間活用に向けたサウンディング型市場調査を実施し、民間から活用案をいただきましたが、本市の負担額の問題や実現性の問題などから決定に至りませんでした。

令和3年時点において公共活用及び民間活用の案がない中、閉校後8年が経過しており、雨漏りする箇所が出てくるなど施設の老朽化が進んでいることから、旧祝津小学校の跡利用の方針について、「旧校舎建物と学校敷地の売却」に決定したいと考えております。

2 売却予定範囲

建 物：旧校舎及び旧体育館

土 地：学校敷地の内、別添図面のクリーム色で塗った箇所の赤線で囲った部分



3 祝津地区の指定避難所・指定緊急避難場所について

(1) 旧祝津小学校の現状等について

〈現状〉

① 旧校舎・体育館：地震、津波災害時の指定避難所

震度5弱以上、津波警報等の発表時の被災状況に応じ開設。

(体育館の一部が土砂災害危険箇所内にあるため、土砂災害時は使用不可)

② 旧グラウンド：地震、津波災害時の指定緊急避難場所

※ 指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設

※ 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所

〈課題〉

旧校舎・体育館は、指定避難所としておりますが、老朽化が進み、雨漏りなどが多くなっていることから、今後、避難所としての機能維持が難しいものとなってきています。

(2) 今後の対応について

建物の状況や地域の実情を踏まえて、今後は以下のとおりとしたいと考えています。

① 旧校舎、体育館の指定避難所としての活用を令和4年度中に解除予定

② 旧グラウンドの一部を指定緊急避難場所として引き続き活用

③ 祝津地区近郊の指定避難所は「高島小学校」となり、状況により指定緊急避難場所や一時避難場所から同学校までの移送を支援することも考慮

※ 一時避難場所：災害時の危険を回避するため、一時的に避難する安全な広場や高台など

4 今後のスケジュール

- ・ 令和4年3月 跡利用方針決定
- ・ 令和4年度(秋) 売却

◆本件に関するお問い合わせ

跡利用の方針について

小樽市総務部企画政策室

電話 0134-32-4111(内線 402、271)、FAX 0134-22-6727

電子メール kikaku@city.otaru.lg.jp

避難所について

小樽市総務部災害対策室

電話 0134-32-4111(内線 441、442)、FAX 0134-25-9955

電子メール saigai-taisaku@city.otaru.lg.jp